# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三朝町は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

三朝町長

#### 公表日

令和6年2月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	国民年金関係事務						
②事務の概要	国民年金法等の規定に則り、 国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①第1号被保険者の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出の受理、確認 ②任意加入に係る申出の受理、確認 ③年金手帳の再交付申請書の受理、確認 ④保険料の免除及び納付猶予、学生納付特例、法定免除に係る申請書の受理、確認 ⑤付加保険料納付に係る申出の受理、確認 ⑥第1号被保険者期間のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請書等の受理、確認 ⑦第1号被保険者及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届書の受理、確認 ⑧年金生活者支援給付金の支給に関する事務 ⑨日本年金機構との協議による協力連携事務 ※受理した申請等は進達する。						
③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア						
2. 特定個人情報ファイル:	名						
国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給被保険者台帳ファイル 宛名情報ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第31項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2						
4. 情報提供ネットワークシ							
①実施の有無	<選択肢> [ 実施しない ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定						
②法令上の根拠							
5. 評価実施機関における	担当部署						

①部署町民課②所属長の役職名町民課長

### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 三朝町(町民課) 〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

**連絡先** 0858-43-3505

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	15年12月6日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	和5年12月6日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価		<b>事占項日</b> 評	価書又は全エ	く選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ 毎日評価書において、リス・	全項目評価書
されている。				IM E 7 (10. 11.)		> 7 3 3 10 0 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く	(。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供		]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ O ]接網	続しない(入手) [〇	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・決	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) サ分に行っている	ている

#### 変更箇所

<b>发</b> 史回	171				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	I 1 ② 事務の概要 法令上の根拠	国民年金法等の規定に則り、 国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理 を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格や年金受給者の管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・ 所得情報提供などの進達事務	国民年金法等の規定に則り、 国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理 等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①第1号被保険者の資格の取得・喪失、種別の 変更、氏名・住所の変更等に関する届出の受 理、確認 ②任意加入に係る申出の受理、確認 ②任意加入に係る申出の受理、確認 ③年金手帳の再交付申請書の受理、確認 ④保険料の免除及び納付特例、法定免除に係る申請書の受理、確認 ⑤前1号被保険者期間のみの老齢基礎年金等 0第1号被保険者期間のみの老齢基礎年金等 20 (1) 第1号被保険者及び老齢基礎年金等 20 (2) 1号被保険者及び老齢基礎年金を除く受給 権者の死亡に関する届書の受理、確認 ②第1号被保険者及び老齢基礎年金を除く受給 権者の死亡に関する届者の受理、確認 ③年金生活者支援給付金の支給に関する事務 ③日本年金機構との協議による協力連携事務 ※受理した申請等は進達する。		
平成29年12月28日	I 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第31、95項	番号法第9条第1項、別表第一の第31項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第24条の2		
平成30年12月28日	I 5 ①部署	町民税務課	町民課		
平成30年12月28日	I 5 ②所属長	町民税務課長	町民課長		
平成30年12月28日	I 7 請求先	三朝町(町民税務課) 〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2	三朝町(町民課) 〒682-0195 鳥取県東伯郡 三朝町大字大瀬999-2		
	Ⅳリスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加